

施設基準の届出

以下の項目については、令和2年4月以降に当該点数を算定するために届出が必要

➤ 新たに施設基準が創設されたもの

○ 特定薬剤管理指導加算 2

○ 薬剤服用歴管理指導料 4（情報通信機器を用いた服薬指導）

➤ 施設基準が改正されたもの

○ 調剤基本料 2、3のイ：

→ 区分の変更がない場合は届出不要

○ 地域支援体制加算：

→ 調剤基本料 1 とそれ以外の区分との間で変更があり（適用される施設基準に変更がある場合）、継続して地域支援体制加算を算定する場合は届出が必要